

# 定住促進

## 住宅取得奨励金

市内に定住する意思を持ち、  
新築住宅を取得した方に  
支給します  
契約後1カ月以内に  
申請してください



40歳未満の方  
72万円を一括支給

- ・申請時に年齢が40歳未満で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有している等の要件を満たす方。
- ・新たに転入される方で、新築住宅のための土地を購入している場合には、さらに28万円を上乗せします。

# 新婚世帯 家賃助成金

市内の民間賃貸住宅に居住している  
新婚夫婦で、次の要件を満たす方を  
対象に助成します

### 支給対象要件

- ・市内の民間住宅に居住している新婚夫婦
- ・結婚してから3年以内
- ・どちらか一方の年齢が40歳未満であるなど

### 助成金の額

月額1万円(最長で36月)

※アパート等の賃貸借契約を締結した月(または婚姻届を提出した月)から起算して36月までを上限として、支給決定のあった日の属する月から支給します。



### 申請方法

支給申請書に必要書類を添付し、申請してください。

### 必要書類

- ・支給申請書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・戸籍謄本
- ・納税証明書
- ・アパート等の契約書の写し



# 二本松に

# 住む

# 三世代同居

## 住宅改修助成金

子の夫婦と親または祖父母が同居  
するために住宅を改修する場合、  
助成金を支給します

### 対象工事

機能の変更等が伴うリ  
フォーム等の改修工事  
(20万円以上)

### 助成金の額

助成対象工事費用の2  
分の1の額(上限36万円)



# 空き家 改修助成金

新たに二本松市に転入される方で、空き家を改修(リフォーム)し定住しようとする意志がある方に助成します。

※「空き家」とは、市内の住宅で、売買契約や賃貸借契約をするまでの間の3カ月間、使用されていなかった状態の住宅。ただし、賃貸借のための所有・管理をされている貸家等は除きます。

## 支給対象要件

- ・助成金の申請日に20歳以上の者であること
- ・空き家の売買契約等を締結した日の1年前までに、本人や同一世帯員等が本市の区域内に住所があったことがないこと
- ・改修を行う空き家に、助成金の支給を受けた日から5年以上定住する意思があることなど
- ※空き家の所有者等の3親等以内の親族である場合は対象外となります。

## 助成対象工事

工事費が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面所、内装などのリフォームが対象

## 助成金の額

助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額(上限50万円)

## 助成金の申請

契約前に申請の可否を企画財政課に確認した後、請負(売買)契約の締結後1カ月以内に必要書類を添えて申請してください。



◎問い合わせ…

企画財政課地方創生推進係

☎(24)7120

40歳以上の方

## 50万円を一括支給

- ・新たに二本松市へ転入し、新築住宅を取得される方に支給します。
- ※請負(売買)契約日から1年前以内に本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方。

二本松市だけでなく、日本全国各地、少子高齢化と人口減少が進んでおり、大きな課題となっています。こういった状況の中、居住環境を整備して定住を促進するため、市では独自の政策を実施しています。

## 申請方法

契約後1カ月以内に支給申請書に必要書類を添付し、申請してください。

## 支給対象要件

子の世帯と親世帯が同居を始めて1年未満の場合

中学生以下の子がいるか、または新婚夫婦(結婚3年以内)であること。

子の世帯と親世帯が同居を始めて1年以上経過している場合

新婚夫婦(結婚3年以内)であること。  
※この他、納税要件等があります。

## 必要書類

支給申請書、同居する方全員の住民票の写し、戸籍謄本(新婚夫婦の方)、工事請負契約書の写し、工事内訳明細書の写し、工事箇所の図面および工事着手前の写真(撮影日が分かるもの)、振込先の預金通帳等の写し

# 二本松で

## 1 太陽光発電システム 設置費補助

**住** 宅に新たに太陽光発電システムを設置する方に、設置費用の一部を助成します。

**補助金額** 公称最大出力1kW当たり1万円 ※上限4kW、4万円まで

**対象** 平成28年4月1日以降に工事請負契約または住宅購入契約を締結したもの。

※その他市税の完納などの条件があります

※予算の範囲を超えた時点で締め切ります。(先着順)

**募集枠** 200kW(200万円)

**申請方法** 補助金交付申請書に必要書類を添付し、工事着手前に左記まで持参してください。

◎問い合わせ・申し込み…

企画財政課企画調整係  
☎(56)50900

## 2 木造住宅 耐震診断

**市** 内の住宅所有者が、耐震診断を希望する場合に、耐震診断者を派遣します。

**募集戸数** 15戸(先着順)

**対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

**個人負担** 住宅の規模により、6～9千円の自己負担有り。

※通常調査には、約15万円の費用がかかりますが、そのほとんどを、国・県・市が負担します。

**成果品** 耐震診断結果、補強計画および住宅平面図

※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができま

◎問い合わせ・申し込み…

建築住宅課住宅係  
☎(56)5133

## 3 一般住宅フォローアップ 住宅以外の建物等 空き地等

### 除染事業

**除** 染は物件の所有者等の申請(同意書の提出)に基づいて実施しています。下表に該当する方は、同意書を提出してください。

**申請先** 除染推進課、各支所地域振興課、各住民センター

※同意書の郵送を希望される方は左記までお問い合わせください。

※除染事業は今年度で終了する見込みですので、早めの申請をお願いいたします。

◎問い合わせ…

除染推進課除染係  
☎(22)1581

種類	除染の対象となるもの	除染の内容	その他
一般住宅のフォローアップ	一般住宅除染の未実施世帯(以前希望しないと回答のあった世帯および同意書が未返信であった世帯)	・雨どいの清掃 ・表土除去 ・高圧洗浄 等	対象となる方へ再度通知書を送付しています。内容を確認後、必要事項を記入し、速やかに返信してください。
	住宅と同一敷地内の倉庫・蔵・納屋等の付属屋周囲敷地 ※除染推進課へご相談ください。	住宅周囲の除染は完了しているが、付属屋等の周囲敷地の除染が未実施であった場合、補完的な除染を実施	住宅除染で一度除染した敷地、および住宅敷地と離れている付属屋等(飛び地、段差の大きな敷地など)で範囲外とした敷地は対象外 ※除染除去土壌等は、各行政区等で仮置場が確保されていれば仮置場に搬送し、仮置場がない場合は、敷地内保管となります。
建物等	一般住宅以外の建物(店舗、工場、神社、別荘、空き家等)	一般住宅と同様 ・雨どいの清掃 ・表土除去 ・高圧洗浄 等	除染除去土壌等は、敷地内保管となります。また神社等とは、境内地があり、日常・祭礼時等に参拝者が訪れるものを想定しています。
空き地等	市街地、住宅密集地等の空き地、広場、駐車場、地元で管理する公園等	・表土除去 ・側溝等の高圧洗浄等	生活空間における放射線量率の低減が目的のため、住宅地周辺および住宅に近接していない土地は対象外 ※除染除去土壌等は敷地内保管となります。

# 4 市民との協働による地域づくり 支援補助

二本松版地方創生  
～地域で考え、  
行動するまちづくり～



▲補助金で整備された木幡の幡祭りPRキャラクター「幡郎君」の着ぐるみ

市では、市民の皆さまがより良い環境で生活できるまち、さまざまな支援事業を行っています。個人に対する支援だけでなく、地域ぐるみで取り組む事業に対しても支援しています。ぜひ活用ください。

## 住

■ 民自治意識の醸成や市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討・決定を行い、市民相互の支え合いと活力のある地域社会を創造することを目的とする補助制度です。

市民の皆さまの豊富なノウハウを生かした、地域づくりのアイデアをご提案ください。

### 平成28年度の実施内容

- ・ 昨年度と同様に、予算額は4,000万円です。
- ・ 予算額の配分については、二本松地域、安達地域、岩代地域、東和地域にそれぞれ1,000万円とします。
- ・ 1事業当たりの上限額を設けません。
- ・ 募集事業は、平成29年3月31日までに完了できる事業としますが、既に着手済みの事業についても申請できることとします（ただし、平成28年4月1日以降に着手したものに限り）。

# 暮暮らす

## 地

■ 地域の自主的な防犯活動の支援および安全・安心を実感できるまちづくりを実現するため、防犯カメラを設置する地域・団体に対して補助金を交付します。

### 補助対象団体

町内会、自治会、商店会

### 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度（1,000円未満切捨て）

### 補助対象経費

- ・ 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用および設置工事費用
- ・ 防犯カメラの設置を示す看板設置費用

### 主な要件

- ① 防犯カメラの設置について、「二本松市防犯カメラ設置事業管理運用要綱及び二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱」を遵守し、防犯カメラの設置および運用に係る管理運用規程を策定すること
  - ② 防犯カメラ撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること
  - ③ 防犯カメラ設置後は適切に維持管理すること
  - ④ 防犯カメラ設置後5年間は、撤去、移設をしないこと
- その他 申請を希望される団体の方は事前に左記までご相談ください。

### 応募締切 5月31日(火)

### ◎問い合わせ:

- 生活環境課市民生活係 ☎(55)5102
- 安達支所地域振興課地域振興係 ☎(23)9024
- 岩代支所地域振興課地域振興係 ☎(65)2800
- 東和支所地域振興課地域振興係 ☎(66)2506
- 企画財政課地方創生推進係 ☎(24)7120

# 5 防犯カメラ 設置費補助

### ◎問い合わせ:

- 生活環境課市民生活係 ☎(55)5102